

## お申込の受付手続き

### <受付場所>

住 所 〒556-0017  
大阪市浪速区湊町1-3-1 湊町リバープレイス6階  
湊町リバープレイス 管理事務所（以下「管理事務所」とする）  
（大阪市街地開発株式会社）

T E L 06-4397-0571  
F A X 06-4397-0573

受付時間 平日 午前10時から午後6時まで

### <申込方法>

1. お申込は使用月の12ヶ月前の月の1日から先着順で受け付けます。
2. お申込の際は「プラザ使用申込書」に催物の内容・団体名及び代表者名等を記入・押印のうえご来館・郵送・FAXにてご提出ください。  
但し、FAXの場合は後日原本をご提出ください。  
（電話・口頭でのお申込は受け付けません。）
3. 「プラザ使用申込書」に記入された使用内容以外では使用できません。
4. 催物の内容が【使用の制限】(P.2)に該当すると判断した場合は、使用をお断りします。
5. 「プラザ使用申込書」受理後、2週間以内に使用の可否を判断し承認する場合は「請求書」を発行します。
6. 入金確認後、契約成立とします。

## 使用時間及び使用料金

1. 基本使用時間は午前10時から午後10時までの12時間です。
2. 使用時間はお申込の際に確定してください。  
（会場設営・撤去・搬入出等に要する時間が含まれます。）
3. 使用時間の延長は原則として認めません。  
但し、管理事務所がやむを得ないと判断した場合のみ延長を認めます。  
その際、延長料金の請求を致しますので指定期日までにお振込みをお願いします。
4. 使用区分・使用料金表は湊町リバープレイスのホームページをご覧ください。
5. 使用料金のお支払いは指定期日までに、指定銀行口座へのお振込みを原則とします。  
（なお、お振込みされない場合は使用者側の都合で取消されたものとみなします。）
6. 付帯設備使用料金が発生した場合は、催物終了後に請求を致します。  
指定期日までにお振込みをお願いします。

## 使用権の譲渡及び転貸の禁止

1. 管理事務所の承認を得ずして申込の名義・内容を変更する事はできません。
2. 代表者はプラザの使用権を第三者に譲渡あるいは転貸する事はできません。

## 使用の制限

次のいずれかに該当すると管理事務所が判断した場合は使用承認を致しません。

又、今後の使用をお断りさせていただく場合があります。

1. 公の秩序、風俗を害する恐れがあると判断されるとき。
2. 建物や設備を破損する恐れがあると判断されるとき。
3. 特定の主義主張の為の布教・宣伝活動等と判断されるとき。  
(寄付金の募集・政治活動・宗教活動及びそれに類する場合)
4. 大音量・異臭等公衆に不快の念を与えると予測される等、付近住民並びに通行人等に危害・迷惑・支障を与える恐れがあると判断されるとき。  
(野外の為、音量の制限をさせていただく場合があります) ※境界地で測定 65dB 以下,19 時以降は 55dB 以下
5. その他、プラザの管理運営に支障が認められるとき、または支障があると予測されるとき。

## 使用承認の取消

次のいずれかに該当すると管理事務所が判断したときは、「プラザ使用申込書」承認後でも使用承認の取消

又は、使用の中止を命じます。使用承認の取消により、使用者側が損害を受けた場合でも管理事務所は如何なる責任も負いませんのでご了承ください。

1. 前項の【使用の制限】に該当する内容の行為を行ったとき。
2. 承認なしに使用内容を変更したとき。
3. 使用の権利を第三者に譲渡又は転貸したとき。
4. 関係官公庁からの中止の指導及び勧告が出たとき。
5. 「プラザ使用申込書」に虚偽の記載事項があったとき。

## 不可抗力による使用中止

1. 不測の事故や災害、雨天時のプラザ使用の可否の判断は、使用当日の午前 10 時の時点で管理事務所と代表者で協議のうえ判断を行います。
2. 不可抗力により催物が中止になった場合は、使用の順延又は使用料金の返還をいたします。  
但し、使用開始後の中止は開催が成立したものと判断し使用料金の返還はいたしません。
3. 催物開催中止に伴い使用者側が損害を受けた場合でも、管理事務所は如何なる責任も負いません。

## 使用料の返還

既納の使用料は、原則として返還は致しません。

但し、不測の事故、災害及びキャンセル等の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を返還いたします。

## キャンセル料の請求

前項【不可抗力による使用中止】を除く、主催者側の都合によるキャンセルについては下記の通りキャンセル料を請求します。また、既納の使用料がある場合は下記キャンセル料を差し引いた金額を返還いたします。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 1. 使用日より1月前を過ぎた場合  | プラザ使用料の25%(税抜)  |
| 2. 使用日より1週間前を過ぎた場合 | プラザ使用料の50%(税抜)  |
| 3. 使用日より3日前を過ぎた場合  | プラザ使用料の100%(税抜) |

## 代表者責任

使用開始から清掃等の撤去までのすべてが終了するまでの間に発生した事故、盗難、施設・設備等の破損、紛失及びクレーム処理等、関係者・出展者・来場者の行為であっても、代表者は全て責任を負うこととなります。代表者は、催物全体を管理し案内・誘導・警備等の必要な人員の配置について考慮し計画書作成時点で未然の事故防止策を講じ万全の体制で催物を開催してください。

## 施設使用上の注意事項

1. 会場設営・撤去等については、使用時間内にて使用者側で行ってください。
2. 当施設の建物・備品等を破損又は紛失された場合は実費を請求いたします。  
原状回復について、終了後は直ちに元の状態に戻して点検を受けてください。
3. 使用にあたって、注意事項を守っていただくとともに使用中(会場設営、撤去、搬入出時含む)に発生した人的・物的損害等に対する賠償の責任は全て使用者側で負っていただきます。
4. 催物を行う場合の警備は、使用者側で手配してください。
5. 案内・誘導には十分な人員を配置し、動線の確保・安全面の配慮を最優先に行ってください。  
万一の災害発生に備え入場者の避難誘導・緊急連絡・応急処置等について事前に管理事務所と相談の上万全の対策を講じてください。
6. 電源使用の際は、容量に制限がありますので、事前に管理事務所へご相談ください。
7. プラザでは時折強風が吹くことがありますので、風雨対策には十分配慮してください。
8. プラザでの飲食物・物品の販売・有料イベントは、事前に管理事務所へご相談ください。
9. 使用当日、担当者は必ず管理事務所と打合せ内容の再確認を行ってください。  
万一、備品の使用で追加が生じた場合は、直ちに管理事務所にお申出ください。
10. 使用期間中、代表者(担当者も可)は必ず会場に常駐し管理事務所と連絡が取れる様をお願いします。
11. 本部・出演者等の控室は使用者側でご用意ください。
12. 看板・ポスター等の設置は、必ず管理事務所の許可を得て所定の場所に提示してください。  
催物終了後は、すみやかに撤去してください。
13. 催物終了後は、使用者側にてプラザ並びにその周辺部(湊町船着場等)の清掃を行ってください。  
粗大ゴミや催物の開催で生じたゴミはお持ち帰りください。大量のゴミが生じる際は、業者の手配が必要です。
14. 当施設内にて雑誌等の写真撮影・動画撮影等の収録については、管理事務所へご相談ください。
15. 当施設内の駐車場は、車高2.1mになりますのでご注意ください。駐車場は有料になります。
16. 飲食のイベントは後日、清掃業者の手配を行います。料金は代表者へ請求します。
17. テントを設置される場合は必ず業者をご使用ください。
18. その他、使用に関しては管理事務所と相談のうえ指示に従ってください。

## 使用前の打合せ

### <事前の打合せ>

催物の円滑な進行・事故防止の為、事前に実施概要等の提出書類を持参のうえ打合せを行ってください。打合せがない場合、当日の催物に支障をきたす恐れがありますので必ず事前に打合せを行う事を厳守してください。最終的な打合せは使用日の2週間前までに行ってください。

### <提出書類>

打合せの際、使用日の2週間前までに下記の書類をご提出ください。

#### ①全体の概要

(催物内容、組織図又は管理体制、全体スケジュール、ステージ・音響・照明仕込図、搬入出経路図等)

#### ②会場レイアウト(使用電源盤、看板及び案内表示の設置場所をご記入ください。)

#### ③ポスター・チラシ・看板・案内表示等のデザイン

(当施設の名称・アクセス表示等のある場合は、校正可能な段階で管理事務所までご提出ください。)

#### ④関係官公庁の許可書

#### ⑤搬入出車両リスト(搬入出車両の継続駐車はできません。搬入出後は直ちに移動してください。)

※なお、上記以外の書類をご提出いただく場合があります。

### <関係官公庁への届出>

ご使用前の打合せと併せて、使用者側で関係官公庁への届出を行ってください。

届出済み書類の写しを管理事務所にご提出ください。万一、届出不備の為開催不能になった場合でも管理事務所は一切の責任を負いません。なお、その際の使用料金は返還いたしません。

#### ●当施設で催物を行う際は必ず届出を行ってください。

\* 浪速警察署  
〒556-0005 大阪市浪速区日本橋 5-5-11  
TEL 06-6633-1234

\* 浪速消防署(予防課)  
〒556-0016 大阪市浪速区元町 1-14-20  
TEL 06-6641-0119

#### ●必要に応じて届出を行ってください。

\* 中央区役所・保健福祉センター【飲食物の提供をされる場合】  
〒541-8518 大阪市中央区久太郎町 1-2-27  
TEL 06-6267-9882

\* 大阪市建設局(河川担当)【湊町船着場関係】  
〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10 ATC ビル ITM 棟 6階  
TEL06-6615-6833